



譜例 3: J.

SAMPLE

解説をお読みください

この 2 対 3 の関係については、特に変拍子の曲において、途中で 2 拍子から 3 拍子に、あるいは逆に変わる時に、1 小節の長さは変化しないことを基本にして音符のテンポ（時価）を決めていかなければならぬ、ということを意味しています。

拍子記号を確認したら、次に音楽形式を見て、その曲が舞曲であるかどうかを判断します。舞曲は、ダンスのステップや振り付けに合わせて作られた音楽です。したがって、テンポやアクセントなどはそれぞれの舞曲の種類により決まっています。バッハの時代には舞曲は踊りの付かない器楽演奏作品として一人歩きを始めるのですが、舞曲としての性格はそのまま残りましたし、テンポもそのまま受け継がれたのです。したがって、舞曲のテンポに関しては、このテンポ・システムから除外して扱います。たとえ楽譜のタイトルに舞曲の名称が明記されていなくても、その音楽形式と拍子記号とを見れば、何の舞曲であるかは理解できます。舞曲であることが判断できたら、その舞曲に相当するテンポで演奏してください。同様に、以下に述べていくテンポ・システムについても、

になります。舞曲については次章であらためて詳述します。

(2) 音符の種類 (Notenwert)

曲の中にたくさんの 16 分音符や 32 分音符がある場合 (譜例 3)、その曲は決して速いテンポの曲ではありません。曲の中で一番時価の短い音が連なっている部分を探し出し、その箇所が技術的に難なく、しかも音楽的に美しく表現できるテンポが、その曲に合った最高速のテンポになります。反対に、全音符や 2 分音符が多く、16 分音符や 32 分音符などが皆無の場合 (譜例 4) は、少し速めにテンポを取ります。この時に基準とするのが通常テンポです。「少し速めに」というのは「通常テンポより少し速く」という意味です。

2) 音楽的内容による 4 つの要素

以下音楽的内容から判断するテンポの決め方をお話します。譜例はそれぞれの要素についての比較例として挙げたもので、あくまでも当該要素のみに関わる判断基準を示しています。正しいテンポは、これらすべての要素を総合して決定されます。